

社会福祉法人盛岡山王会役員等費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人盛岡山王会の役員（理事及び監事）、評議員並びに選任・解任委員に対する費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

2 第1項に定めるもののほか、法人が主催する各種委員会の委員についても、必要な費用を弁償するものとする。

(費用弁償)

第2条 前条第1項及び第2項に規定する役員等が理事会及び評議員会等に出席した場合は、その都度別表のとおり費用を弁償する。

(適用除外)

第3条 理事等を兼務する施設の長等には、前条の規定を適用しない。

附 則

1 この規程は、平成25年3月26日から施行し、平成25年3月1日から適用する。

2 昭和62年5月23日施行の「社会福祉法人盛岡山王会役員等費用弁償規程」は、廃止する。

3 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

名称等	費用弁償
理事会	6,000円
評議員会	6,000円
監査関係	6,000円
選任・解任委員会	6,000円
その他、入所検討委員会、第三者委員会等	3,000円